

重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第20号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(受給者証の提示)</p> <p>第7条 前条第1項の規定により、医療に関する経費の助成の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）において、医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に<u>被保険者証又は組合員証及び</u></p> <hr/> <p>受給者証を提示するものとする。</p>	<p>(受給者証の提示)</p> <p>第7条 前条第1項の規定により、医療に関する経費の助成の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）において、医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に<u>医療保険各法の規定による電子資格確認、資格確認書の提示その他の方法により被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、受給者証</u>を提示するものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年12月2日から適用する。